石川県公報

平成 27 年 4 月 3 日

第 12787 号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目	次
---	---

告	示				
○平成27年度に石川	県において締結	吉が見込まれる	物品	等	
の特定調達契約に	係る競争入札に	参加する者に	必要	な	
資格等		(管	財	課)]
○平成27年度に石川	県において締結	吉が見込まれる	建築	物	
の管理業務の特定	調達契約に係る	競争入札に参	加す	る	
者に必要な資格等		(同)	3
○受胎調節の実地指	導を業として行	う者の指定 かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし			
		(少子化対	策監	室)	(
○青少年に有害な興	行の指定	(同)	6
○青少年に有害な図	書等の指定	(同)	6
○夕日寺健民自然園	に係る事業所の	廃止 (自然	環境	(課)	7
○国際観光課に所属	する職員を広垣	は観光の推進の	ため	駐	
在させる地の指定		(国際	く観光	:課)	7

○県道の区域の変更	(道路	各整句	崩課)	7
○県道の供用の開始	(同)	8
公 告				
○石川県土地利用基本計画の変更に係る要	旨のな	表		
	(企	画	課)	8
○土地改良区の役員退任公告	(農業	美基 排	盆課)	8
○土地改良区の役員就任公告	(同)	9
○土地改良区の定款変更認可公告	(同)	10
○基本測量終了公告	(監	理	課)	10
○公共測量終了公告	(同)	10
○公共測量終了公告	(同)	10
○開発行為及び公共施設に関する工事の完	了公台	E J		
	(建多	を住る	芒課)	11

告	示
	711

石川県告示第163号

平成27年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定するものをいう。)に関し、競争入札に参加する者に必要な資格の基本となる事項並びに資格審査の申請の時期及び方法等を次のとおり告示する。

平成27年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達をする物品等の種類

調達をする物品等(特例政令第2条第2号に規定するものをいう。)の種類は、次のとおりとする。 車両類、機械器具類、パーソナルコンピュータ等

- 2 申請の時期
 - 申請は、随時受け付ける。
- 3 申請の方法
- (1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書(以下「申請書」という。)は、平成27年4月1日から(4)に掲げる 交付場所において、競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に 提出すること(郵送の場合は、書留郵便とすること。)。

- ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算(以下「直前決算」という。)に係る貸借対照表、 損益計算書及び株主(社員)資本等変動計算書(株主(社員)資本等変動計算書にあっては、法人の場合に限 る。以下これらの書類を「財務諸表」という。)
- イ 石川県税納税証明書(申請をする日の前日までに納期限の到来した県税に関するもの)
- ウ 消費税及び地方消費税納税証明書(申請をする日の前日までに納期限の到来したもの)

- エ 登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- オ 委任状 (代理人を選任した場合に限る。)
- カ 誓約書
- キ 役員等名簿
- ク その他知事が指示する書類
- (3) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国 貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (4) 申請書の交付場所及び提出場所
 - 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

- 4 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
 - (2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過していないもの(これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行 為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の 利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者 を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (4) 直前決算において販売(製造)高のない者
 - (5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した県税を滞納している者
 - (6) 次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結 する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 競争入札に参加する者の資格の審査等
- (1) 競争入札に参加する者の資格の審査は、次に掲げる項目について行う。
 - ア 営業年数
 - 申請をする日の前日までの営業年数
 - イ 役員及び従業員数
 - 申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数
 - ウ 自己資本の額

直前決算における自己資本の額(法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあっては純資本の額とする。)

工 流動比率

直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比

- 才 年間販売 (製造) 高
 - 直前決算における販売高又は製造高
- カ 環境への配慮の状況
- キ ワークライフバランス等の推進の状況
- ク 障害者雇用環境整備の状況
- ケ 指名停止の状況
- (2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者(以下「競争入札参加資格者」という。)については、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号。以下「平成9年告示」という。)による平成27年度の競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。
- (3) 平成9年告示に基づく審査において平成27年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。
- 6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

- 7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間
- (1) 決定の日から平成28年3月31日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年10月中に平成28年度及び平成29年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 申請書の変更届

競争入札参加資格者は、経営の状態が申請の内容と著しく相違したとき、又は次のいずれかに変更があったとき は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所 (所在地)
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者の職・氏名
- (4) 役員等の職・氏名
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項等
- (7) 電話番号
- (8) ファックス番号
- 9 資格の取消し等

競争入札参加資格者が 4 (2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後 2 年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

石川県告示第164号

平成27年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定するものをいう。)に関し、競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等を次のとおり告示する。

平成27年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達をする特定役務の種類

調達をする特定役務(特例政令第2条第3号に規定するものをいう。)の種類は、建築物の管理業務であって、

次のとおりとする。

清掃業等

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

- 3 申請の方法
- (1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書(以下「申請書」という。)は、(4)に掲げる交付場所において、競争入札参加者資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

競争入札参加者資格を得ようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること(郵送の場合は、書留郵便とすること。)。

- ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算(以下「直前決算」という。)に係る貸借対照表、 損益計算書及び株主(社員)資本等変動計算書(株主(社員)資本等変動計算書にあっては、法人の場合に限 る。以下これらの書類を「財務諸表」という。)
- イ 石川県税納税証明書(申請をする日の前日までに納期限の到来した県税に関するもの)
- ウ 消費税及び地方消費税納税証明書 (申請をする日の前日までに納期限の到来したもの)
- エ 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出を証する書類の写し
- オ 登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- カ 委任状(代理人を選任した場合に限る。)
- キ誓約書
- ク 役員等名簿
- ケ その他知事が指示する書類
- (3) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その書類で外国語で記載されているものは、日本語 の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国 貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (4) 申請書の交付場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課庁舎管理グループ 電話番号 076-225-1261

- 4 競争入札に参加することができない者
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過していないもの(これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の 利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の 職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者 を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 営業に関し必要とされる許可、認可等を得ていない者又は登録若しくは届出を怠っている者
- (4) 直前決算において請負高のない者
- (5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

- ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結 する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 競争入札に参加する者の資格、審査等
- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査は、次に掲げる項目について行い、得られた結果を総合的に勘案して決定する。
 - ア 営業年数

申請をする日の前日までの営業年数

イ 役員及び従業員数

申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数

ウ 自己資本の額

直前決算における自己資本の額(法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあっては純資本の額とする。)

工 技術者数

申請日の前日における法令等に基づく技術者数

才 流動比率

直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比

- カ 申請に係る事業の直前決算における年間請負高の合計
- キ 環境への配慮の状況
- ク ワークライフバランス等の推進の状況
- ケ 障害者雇用環境整備の状況
- コ 指名停止の状況
- (2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者(以下「競争入札参加資格者」という。)については、平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号。以下「平成11年告示」という。)による平成27年度の競争入札に参加する者の資格を有する者の資格を有する者とみなす。
- (3) 平成11年告示に基づく審査において平成27年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者とみなす。
- 6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

- 7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間
- (1) 決定の日から平成28年3月31日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年10月中に平成28年度及び平成29年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 申請書の変更届出

競争入札参加資格者は、経営の状態が申請の内容と著しく相違したとき、又は次のいずれかに変更があったとき は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所(所在地)
- (2) 商号又は名称

- 6 平成27年4月3日(金曜日)
 - (3) 代表者の職・氏名 (4) 役員等の職・氏名
 - (5) 使用印鑑
 - (6) 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出に関する事項
 - (7) 資格、免許等の取得
 - (8) 委任事項等
 - (9) 電話番号
 - (10) ファックス番号
- 9 資格の取消し等

競争入札参加資格者が4(2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があっ た後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使 用する者についても、また同様とする。

石川県告示第165号

母体保護法(昭和23年法律第156号)第15条第1項に規定する受胎調節の実地指導を業として行う者として、平成 27年4月3日次のとおり指定した。

平成27年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定	番号	住	所	保健師、助産師 又は看護師の別	氏	名
第113	82号 🛭 🕏	金沢市田上新町61番地		看護師	中 西	瞳

石川県告示第166号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なも のとして指定した。

平成27年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	與 行 名		配給会	会社名	
映 画	ザ・人妻性感帯 SEXドクターの告白	新	日 2	本 映	像
"	本番裏稼業 夜のオプショナルツアー			<i>'</i>	
"	湯けむり温泉芸者 お座敷で枕芸	オ	– ピ	- 映	画
"	お昼の猥談 若妻の異常な性体験			"	
"	ノーパン! 欲情処理課の女	新	東	宝 映	画
"	皇帝のために	彩		プ	口
/	(原題) 황제를 위하여 (FOR THE EMPEROR)	(韓	玉)
	フィフティ・シェイズ・オブ・グレイ	東	宝	東	和
"	R18+バージョン	火 (エ ア メ	リカ	小
	(原題)FIFTY SHADES OF GREY	(, ,	9 N)

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、 若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成27年4月3日

石川県告示第167号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害な ものとして指定した。

平成27年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2015年5月号 (04333-05)	(株)ダブリュエスコーポレーション
"	NaiNaiプレス北陸 2015年 5 月号 (06805-05)	電 王 堂 出 版 ㈱

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあっては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、 若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成27年4月3日

石川県告示第168号

夕日寺健民自然園に係る事業所を設置する告示(昭和63年5月10日石川県告示第308号)は、平成27年3月31日限 り廃止した。

平成27年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県告示第169号

石川県組織規則(昭和39年石川県規則第23号)第21条第1項の規定により、国際観光課に所属する職員を広域観光 の推進のため駐在させる地を平成27年4月1日次のとおり指定した。

なお、交流政策課に所属する職員の駐在地の指定(平成21年石川県告示第243号)は、平成27年3月31日限り廃止した。 平成27年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

愛知県名古屋市中村区名駅

中部(東海・北陸・信州)広域観光推進協議会内

石川県告示第170号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成27年4月3日から同月17日まで縦覧に供する。

平成27年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

	收 炉 夕			道	路		の	区	域		関係図面の
,	路線名	変	更	0)	区	間		旧新別	敷地の幅員 (m)	延長(m)	縦覧場所
-1,	ili hn 恕 始	小松市菩提町レ22番1地先から						旧	4.00 ~ 13.50	456.6	南加賀土木総合事務所
儿	丸山加賀線 小松市菩提町			番1地	先まで			新	13.50 ~ 32.20	456.6	維持管理課

	 下記区間を道路区域から除外する。				県央土木	
小原土清水線	金沢市別所町子37番13地先から	町子37番13地先から				
	金沢市別所町ヲ98番10地先まで	6.44	~ 16.21	238.2	維持管理課	
	下記区間を道路区域から除外する。					
金沢井波線	金沢市二俣町七字18番 3 地先から	3.90 ~ 30.00		1,222.4	"	
	金沢市荒山町ソ66番1地先まで					
	下記区間を道路区域から除外する。					
"	金沢市若松町甲30番5地先から	4.90	0.00	905.0	"	
	金沢市若松町マ78番1地先まで	$4.20 \sim 9.60$		865.0		

石川県告示第171号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。 なお、その関係図面は、平成27年4月3日から同月17日まで縦覧に供する。

平成27年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦 覧 場 所
丸山加賀線	小松市菩提町レ22番1地先から 小松市菩提町タ12番1地先まで	平成 27 年 4 月 3 日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

公 告

石川県土地利用基本計画の変更に係る要旨の公表

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定により定めた石川県土地利用基本計画を変更したので、その要旨を次のとおり公表する。

なお、その関係書類は、石川県企画振興部企画課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更の要旨

石川県土地利用基本計画に表示する農業地域及び森林地域の一部変更

土地改良区の役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成27年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

河北台土地改良区

職名	氏	名	住所	退任年月日
理事	橋	喜久智	かほく市大崎口50番地	平成27年3月7日
"	中 村	修一	大崎2字19番地	"
"	松本	昇	〃 木津ニの63番地	"
"	竹 森	勉	〃 中沼井2番地3	"
"	大 田	昇	// 二ツ屋レ25番地1	"
"	塚 本	伊和雄	// 遠塚ハ56番地7	"

"	今	本	重	蔵	〃 木津イ63番地33	"
"	白	江		曻	〃 高松マ73番地 6	"
"	白	江		廣	// 高松工56番地	"
"	濱	田	正	治	〃 外日角ホ25番地	"
"	岡	本	茂	樹	/ 松浜口39番地1	"
監 事	中	村	勝	則	〃 大崎チ81番地	"
"	山			勲	// 浜北二44番地2	"
"	松	本	外	治	〃 二ツ屋タ56番地	"

河原市用水土地改良区

職	名		氏	名		住	所	退任年月日
監	事	岡	島	松	紀	河北郡津幡町字南中条東22番地	平成27年3月31日	

小松市国府土地改良区

職名		氏	名		住	所	退任年月日
理 事	本	田	雅	昭	小松市古府町ヌ29番地		平成27年3月12日
"	村	先	憲	之	〃 河田町オ31番地1		"
"	中	井		均	〃 埴田町ト84番地2		"
"	寺		安	正	〃 河田町ヲ176番地		"
"	北	Ш	勝	雄	〃 古府町ヌ240番地		"
監 事	宮	越	政	能	〃 河田町ク119番地		"
"	小	Ш	弘	明	〃 埴田町140番地		"
"	番	場	俊	男	〃 小野町己247番地		"

土地改良区の役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届 出があった。

平成27年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

河北台土地改良区

職名		氏	名				 所	就任年月日
理事	中	村	修	_	かほくī	市大崎2字19番地		平成27年3月8日
"	竹	森		勉	"	中沼井2番地3		"
"	中	村	勝	則	11	大崎チ81番地		"
"	松	本		昇	"	木津二の63番地		"
"	大	田		昇	"	二ツ屋レ25番地1		"
"	塚	本	増	司	"	遠塚イ7番地6		"
"	今	本	重	蔵	"	木津イ63番地33		"
"	白	江		曻	"	高松マ73番地6		"
"	自	江		廣	"	高松工55番地1		"
"	濱	田	正	治	"	外日角ホ25番地		"
"	岡	本	茂	樹	"	松浜口39番地1		"
監 事	松	本	外	治	"	二ツ屋タ56番地		"
"	西	Ш	和	久	"	大崎北142番地 2	·	"
"	山	П		勲	"	浜北二44番地2		"

河原市用水土地改良区

職	職名氏名		住	所	就任年月日			
監	事	庭	田	俊	_	河北郡津幡町字南中条ト27番地	平成27年4月1日	

小松市国府土地改良区

職名	氏	名	住所	就任年月日
理事	村 先	憲之	小松市河田町オ31番地1	平成27年3月13日
"	北 村	栄 次	〃 古府町ヌ30番地甲	"
"	小 山	弘 明	〃 埴田町140番地	"
"	山下	久 輝	〃 河田町ヲ175番地	"
"	本 田	雅昭	〃 古府町ヌ29番地	"
監 事	宮 越	政 能	〃 河田町ク119番地	"
"	竹 田	外喜男	〃 小野町己327の1番地	"
"	辻	喜代志	〃 埴田町ト11番地	"

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。 平成27年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

第12787号

土 地 改 良 区 の 名 称	認可年月日
河北潟干拓土地改良区	平 成 27 年 3 月 27 日
輪 島 市 土 地 改 良 区	平 成 27 年 3 月 27 日

基本測量終了公告

測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量 を終了した旨の通知があった。

平成27年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

	作 業	種	類	作 業 期 間	,	作 業	地	域
基	本	測	量	平成26年6月2日から	七尾市、	、輪島市、	志賀町、	中能登町、
(空	中写真撮影	・オル	ソ 作 成)	平成27年3月9日まで	穴水町			

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、金沢市長から、次のと おり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

	作		業		種	į	類		作 業 期 間	作 業 地 域
公			共		測			量	平成26年8月6日から	金沢市都市計画地域
(基	本	义	更	新	業	務)	平成27年3月20日まで	

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、白山市長から、次のと おり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年4月3日

石川県知事	谷	本	- 7*	憲
/ 川県州井	1→	212	11	100

	作	業	種	類		作 業 期 間	作	業	地	域	
公	共		測		量	平成26年10月1日から	白山市北東地	地域			
(:	2 級・ 3	級基	準 点	測量	圭)	平成27年3月10日まで					

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。 平成27年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
加賀市片山津町巳62番2、63番		
2、64番、65番、66番1、67番、68		
番1、68番2、70番、71番2、71番		
3、72番	緑地	福井県坂井市丸岡町下久米田38字
加賀市片山津町五1番51、1番52	加賀市片山津町サ19番3、20番3	33番
加賀市片山津町若拍子2番2、2	加賀市片山津町丁28番1	55番
番4、8番2	加貝印月田佳町 1 20 街 1	グラギー株式芸位
加賀市片山津町サ18番、19番1か		
ら19番3まで、20番1、20番3		
加賀市片山津町丁28番1		